

# 周南市地産地消促進計画

平成25年9月

山口県 周南市

# 目 次

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 趣旨               | 1 |
| 2. 位置付け             | 1 |
| 3. 計画の期間            | 1 |
| 4. 推進体制             | 2 |
| 5. 基本方針             | 2 |
| 6. 施策の内容            | 2 |
| (1) 安心・安全な農林水産物の供給  | 2 |
| (2) 地域内流通の仕組みづくり    | 5 |
| (3) 生産者と消費者の相互理解の促進 | 7 |
| 7. 用語解説             | 9 |

## 1. 趣旨

本市は、瀬戸内海沿岸から中国山地にまで広がる豊かな自然と水、肥沃な土壌を持つ恵まれた環境に立地しており、水稻、野菜、果樹、魚介類など多彩な農林水産物が生産され、新鮮な食材を味わうことができます。

しかし、高齢化や担い手不足等により農林水産業の就業者は年々減少し、生産者の経営基盤は脆弱となっており、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。

また、消費者の間でも、流通の多様化や全国的な食品表示偽装事件、食中毒事件など、食の安全性に対する不安や不信が広がっており、このことが両者の距離を拡大させています。

そのような中で、国において、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(以下「法」という)、いわゆる「六次産業化・地産地消法」が平成22年12月に制定され、市においても、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」(地産地消促進計画)を定めるよう努めることが示されました。

そのため、本市においても全市的な取り組みとして、より一層地産地消推進運動を展開するために、食と農林水産業をめぐる生産者、流通業者、消費者及び関係機関、団体等が地産地消に関して共通認識を持ち、協働して取り組む指針として「周南市地産地消促進計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

## 2. 位置付け

本計画は、本市における地産地消のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、法第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

なお、本計画は、「周南市食農総合ビジョン」(平成17年3月策定)、「周南市食育推進計画」(平成21年3月策定)等と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。ただし、必要に応じて内容等の見直しを行うこととします。

## 4. 推進体制

本計画を実施するため、市内の生産、流通、消費などの関係団体、市や県などの行政、公募の市民などで構成する「周南市地産地消推進協議会」を推進本部とし、市内及び近隣市町における各団体等が取り組む地産地消推進事業との協働・連携体制を構築し、取り組みを推進します。

また、推進本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、必要に応じて市の関係各課などで構成する「周南市地産地消推進運動プロジェクト会議」を置き、具体的な事業企画や事業活動を促進します。

## 5. 基本方針

「旬」と「彩り」にあふれる農林水産物の生産振興を図るためには、生産者と流通業者の連携を深め、消費者の理解を得ることが重要となります。そのため、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指して、次の3つの基本方針を定め、関連する施策を総合的かつ計画的に取り組めます。

- (1) 安心・安全な農林水産物の供給
- (2) 地域内流通の仕組みづくり
- (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

## 6. 施策の内容

- (1) 安心・安全な農林水産物の供給

- ① 現状と課題

市内の農家数は5年前と比較して就業者数で34%減少しており、それに伴って生産力も低下しています。特に販売農家数は2000戸を下回る状況にあることから、販売農家となる担い手の育成・確保を喫緊の課題として、新規就農者、集落営農法人、農業参入企業などの育成に取り組んできました。今後はさらに、就業後の経営の安定、拡大に向けた支援が必要となります。

また、農業従事者の高齢化などにより耕作放棄地が増加しており、その対策として国の事業や本市独自の耕作放棄地再生モデル事業に取り組んできましたが、今後はそれに加えて、農地の流動化を促進することも求められています。

## ② 目指す方向

地場産農林水産物を安定的かつ継続的に供給するために、農林水産業の新規就業者を育成するとともに、農業生産法人をはじめとする、多様な担い手の経営の安定化が図られるよう支援します。

また、環境に優しい生産の取り組みなどを通じて、生産者の食の安心・安全に対する意識改革を進め、農林水産物の安全性を確保するとともに、消費者の安心感を高めるための情報収集・発信を行っていきます。

## ③ 具体的施策

### ア 担い手の育成・確保

#### ○認定農業者の育成

・周南市担い手育成総合支援協議会を通じて、農業経営改善計画の作成支援や営農相談、技術指導、経営管理能力向上のための研修会、各種情報の提供を行います。

|       |    |                 |
|-------|----|-----------------|
| 認定農業者 | 60 | 経営体 (H25.5 末現在) |
|-------|----|-----------------|

#### ○新規漁業者の育成

・国・県・市と漁協が連携して、「ニューフィッシャー確保育成推進事業」による漁師経営を支援します。

#### ○女性就業者の育成

・女性就業者の能力を十分に発揮できる環境づくりとして、家族経営協定の締結や認定農業者の共同申請を促進するとともに、各種協議会等委員への登用に向けた啓発を行います。

・周南地域農山漁村女性連携会議を通じて各種情報の提供や講習会などの取り組みを行い、地場産農林水産物を活用した加工品の製造・販売活動などを支援します。

#### ○定年帰農者、非農家出身新規就農者の育成

・定年帰農者、非農家出身の新規就農者などの多様な担い手を地域農業の重要な構成員として位置づけ、就農相談窓口の充実を図ります。

・関係機関と連携し、やまぐち就農支援塾、JA周南アグリライフ・リフレッシュ講座など、就農目的に応じた農業研修制度の充実を図り、新規就農者が栽培技術等を早期に習得できるよう支援します。

・関係機関と連携し、新規就農者の農地確保のための農地斡旋システムを整備するとともに、経営の早期安定化が図られるよう支援します。

|        |            |   |            |
|--------|------------|---|------------|
|        | 平成 24 年度実績 |   | 平成 27 年度目標 |
| 新規就農者数 | 8 人        | ⇒ | 10 人       |

○集落営農法人の設立・運営支援

- ・集落営農法人は、効率的かつ安定的な農業経営に加え、農地や環境保全、農村の集落機能の維持・充実への貢献も期待できることから、農業農村の有効な担い手として位置づけ、その設立を推進します。
- ・集落営農法人の経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営能力を高めるための研修の場の設定、融資資金の相談などの支援を行います。

集落営農法人 13 組織 (H25.5 末現在)

○企業の農業参入促進

- ・農業に参入する企業を新たな担い手として位置づけ、「建設業新分野進出支援地域連絡会議（周南市地域）」と連携して農業参入の支援を行います。
- ・企業が有する優れた経営能力や資本力、技術力を活用して、農産物の加工、販路開拓等の新たな農業ビジネスモデルの確立を目指します。

イ 産地の育成強化

○周南ブランド製品の育成

- ・市内産の優れた農林水産物を認定する、「周南ブランド」認定の取り組みを支援します。

|          | 平成 24 年度実績 |   | 平成 27 年度目標 |
|----------|------------|---|------------|
| 周南ブランド製品 | 0 品        | ⇒ | 50 品       |

○構成員の確保

- ・生産者団体と関係機関が連携し、農家、非農家を問わず就農意欲の高い人を、生産者組織等の構成員となるよう、「ニューファーマー総合支援対策事業」を支援します。

○産地の拡大

- ・消費者の需要に応える産地育成のために、次の品目に重点をおいて支援します。県重点品目のカボチャ、キャベツ、ニンジン、周南地域重点品目のハウレンソウ、タマネギ、ナス、はなっこりー、イチゴ、小麦や大豆を水田農業の振興作物として、水稻からの転換を奨励し、さらに市場要求の高いブロッコリー、トマト、キュウリ、ネギ、レタス、エダマメ、ピーマン、ハクサイ、シュンギク、リンドウ、キクなどを、市内全域の適地を対象に産地の拡大を図ります。
- ・水産物については、トラフグ、キジハタなどの地物水産物を放流し、地域への流通拡大を図ります。

○周南市型簡易ビニールハウスの普及促進

野菜の促成・抑制栽培を奨励するため、J Aと共同開発した「周南市型簡易ビニールハウス」の普及促進を図ります。

ウ 農地の有効活用

○耕作放棄地の発生防止及び再生・活用

・農業生産基盤である農地について、食料生産機能のほか、水源涵養機能をはじめとする多面的機能の保全を図るため、地域ぐるみでの耕作放棄地の発生防止や再生・活用の取り組みを支援します。

耕作放棄地の再生面積 8.3ha (H21～H24 年度実績)

○新規就農者等への農地借入条件の緩和

・新たに農業を始めたい人や小規模の所有農地を耕作している人が、小面積の農地でも借りることができるよう基準面積を緩和し、段階的な規模拡大を目指した新規参入が容易にできるよう環境を整備することにより、新たな農業の担い手の育成を図ります。

エ 安心・安全の確保

○食の安全確保

・生産者を対象にJ A S法、農薬取締法などに関する制度の周知を図り、化学肥料・農薬の低減や農薬飛散を防止する技術指導などの実施により、適切な栽培や出荷を推進します。

・地域の農業者が連携した循環型農業やエコファーマーなどの環境保全型農業を推進します。

エコファーマー 143人 (H25.3 末現在)

○消費者へのPR

・食の安全性を確保するための生産者の取り組みや様々な食品表示制度などについて、研修会やパンフレット、ホームページなどを通じて、消費者へ向けて情報を発信します。

(2) 地域内流通の仕組みづくり

① 現状と課題

地産地消を推進するため、作物の栽培管理技術や家畜の改良・飼育管理技術の向上を図り、また稚魚の放流や漁礁の設置により、つくり育てる漁業を推進してきました。

また、周南ブランドとなる特産物の生産を支援し、地元飲食店と連携した新しいメニュー開発等の取り組みや、地産地消PRマップの作成、学校給食

においては、米飯給食の拡大や、地場産農林水産物の利用拡大などさまざまな取り組みを行っています。

このような中で、さらに地産地消の拡大を図るためには、直販など新たな流通体系の開拓と販路の拡大を促進し、経営の安定化と供給体制の構築が重要となります。

## ② 目指す方向

地域内流通を推進するため、身近な場所で購入できるよう流通・販売の仕組みを充実させるとともに、生産・販売の情報を提供し、地場産農林水産物の利用拡大を推進します。

また、供給の安定を図るため、近隣地域間の相互理解を促進し、広域連携体制の構築を図ります。

## ③ 具体的施策

### ア 消費者ニーズに対応した流通の多様化

#### ○道の駅の整備

- ・農林水産物の直売をはじめ多様な機能を有する道の駅を整備し、地場産農林水産物の販路の確保を図るとともに、売れる物づくりに向けた生産振興を図ります。

#### ○拠点直売所の拡充

- ・小規模生産者をはじめとする直売所出荷者が安心して出荷できる販路として、拠点となる直売所を中心に運営を支援するとともに、消費者ニーズに対応するため、直売所出荷者への情報提供を行います。また、消費者に対して積極的な情報発信を行い、利用者の拡大と収益の増加を促進します。

- ・直売所への農林水産物の供給を促進するため、直売所出荷者に対し、生産施設等の整備に対する支援を行います。

#### ○直売所出荷会員の拡大

- ・直売所の品揃えや供給量の拡大を図るため、直売所への新規出荷者を育成します。

- ・自給的農家や定年帰農者など多様な担い手が、直売所への出荷者としてスムーズに参加できるよう関係機関と連携を図ります。

#### ○近隣市町との広域連携

- ・近隣市町間でのスムーズな農林水産物の流通を図るため、積極的な情報交換や広域連携体制の構築を目指し、各種イベント等で相互のPRを行います。



- ・農商工連携等による新たな販路開拓や魅力的な商品開発により、地場産食材が積極的に活用されることで、新たな生産喚起が図られるよう、広域連携の視点での情報交換の場を設置します。

|                                  |
|----------------------------------|
| JA 周南直売所販売額等（市内 6 店舗）            |
| 販売額 422,712 千円      出荷者数 9,294 人 |

#### イ 学校給食等への地場産農林水産物の使用拡大

##### ○供給ルートが多様化

- ・給食に使用する食材については、その供給先の多様化を図ります。

##### ○献立の拡充

- ・地場産農林水産物の使用が促進されるよう、献立の拡充を図ります。

|                       | 平成 24 年度実績<br>(周南市産主要 11 品目) |   | 平成 27 年度目標<br>(食材数ベース) |
|-----------------------|------------------------------|---|------------------------|
| 学校給食における<br>地場産食材使用割合 | 7.1%                         | ⇒ | 30.0%                  |

### (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

#### ① 現状と課題

高齢化や過疎化の進展により、農林水産業を継続することが困難な生産者が増加する一方、消費者においては、都市化の進展や産業構造の変化などにより農林水産業に対する問題意識や関心が低くなるなど、生産者と消費者の間に距離が生じています。

これまで、毎月 19 日の「食育の日」や、学校給食での「地場産給食の日」などの啓発推進日の設定や、地場産農林水産物を使用したレシピ集などの冊子やパンフレットの発行、イベントの開催など、地産地消や食育をテーマにさまざまな啓発活動を行ってきました。

今後は、市民がより一層農林水産業に積極的に関わられるよう、市民協働の視点に立ち、参加型・体験型の活動を推進し、生産者と消費者の相互理解の促進を図ることが必要となります。

#### ② 目指す方向

農山漁村地域の活性化や里地・里山が有する豊かな自然の保全を図るため、グリーンツーリズムなど都市住民による農業・農村や漁業・漁村との交流を推進し、地産地消推進店の認定による消費拡大や、イベント等を利用した生産者と消費者との相互理解を促進します。

また、健全な食生活や地域特産物、郷土料理など風土に適した地産地消の

食習慣の確立を図るため、食育を推進します。

### ③ 具体的施策

#### ア 農林水産業とふれあう場の創出

##### ○市民農園等の整備・拡大

・市民が農業や農村にふれあえる場として、市民農園をはじめ学校農園や福祉農園の設置、教育ファームの取り組みを促進します。

|   |
|---|
| 市民農園の設置数・利用区画数<br>174 区画設置 うち 151 区画利用 利用率 86.8% (H25.4 現在) |
|---|

##### ○地産地消・食育など学びの場の創出

・小学校の総合学習や公民館等の生涯学習において、地産地消の意義や食育などの啓発講座を推進します。

・農業や稚魚放流の体験等を通じて、農業や漁業、地産地消、食育を学ぶ場として学校等での取り組みを支援します。

|                           |
|---------------------------|
| 体験交流参加者数 450 人 (H24 年度実績) |
|---------------------------|

#### イ 地産地消の普及・啓発の推進

##### ○地産地消推進店の認定

・市内産農林水産物を積極的に取り扱う店舗等を周南市地産地消推進店として認定し、こうした取り組みを通して農林水産物の生産及び消費拡大を図ります。

|         |            |   |            |
|---------|------------|---|------------|
|         | 平成 24 年度実績 |   | 平成 27 年度目標 |
| 地産地消推進店 | 0 店舗       | ⇒ | 50 店舗      |

##### ○イベント等による地域活性化

・市内産農林水産物の認知度の向上と、地産地消の意識向上を図るため、関係団体と連携し、各種イベント等において、地産地消や食育、食ブランドの普及・啓発を促進します。

#### ウ 「食育」の推進

##### ○周南の食文化の継承・創造

・地域や学校・保育所等において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、次世代へ継承することを推進します。

・地場産農林水産物の普及を推進するため、毎年6月の「食育月間」に、市と関係団体等が協働で地産地消をテーマにしたイベントを開催します。

- ・地元の豊かな農林水産物を使った郷土料理の伝承及び新たな地産地消料理の創作を推進します。

○地域で食育を進める人材の育成

- ・「食育」を全市的に展開していくために、地域で「食育」に関わるボランティアの育成を推進します。

## 7. 用語解説

### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年7月28日法律第110号(持続農業法))に基づき、たい肥による土づくりと、化学肥料等の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。

### 家族経営協定

家族農業経営の労働時間、報酬、休暇等について家族間で取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するもの。

### 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組み。農林漁業者などによる指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間をかけて行うもの。

### グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。

### 耕作放棄地

1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地。

### 里地・里山

人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林(原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に、または人為的に再生した森林)、農地、ため池、草原などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。同時に、人間の生活・生産の場であり、生活文化が育まれ、多様な価値を持つ多義的な空間。

### 市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

## JAS法

正式名は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年5月11日法律第175号）で、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の選択に資することを目的としている。「JAS規格制度」と「品質表示基準制度」の2つの制度からなる。

## JA周南アグリライフ・リフレッシュ講座

栽培技術の基礎知識と地元の農業を知ってもらい、新たな農業の担い手として活躍してもらうことを目的とした、周南農業協同組合が実施する講座。

## 周南市食育推進計画

「食育基本法」（平成17年6月17日法律第63号）第18条の規定による食育推進計画。本市の現状と地域特性を踏まえ、めざす将来像を「食育を通じて、すべての市民が健やかでこころ豊かに生活できる活気あるまち」として平成21年3月に策定。計画期間は平成21年度～平成25年度。平成26年3月に第2次周南市食育推進計画を策定予定。

## 周南市食農総合ビジョン

心といのちを育む食農の推進を目指して平成17年3月に策定。計画期間は平成27年まで。

## 周南市担い手育成総合支援協議会

担い手の経営改善支援に取り組むとともに、認定農業者の認定を行い、必要な支援を提供することを目的として、県、市、JA等で構成された組織。

## 周南地域農山漁村女性連携会議

農林漁業生産、農林漁家生活の運営及び地域社会の維持に大きな役割を果たしている農山漁村女性の社会参画の促進と地位の向上を図るための活動することを目的として、農林水産業の女性団体等で構成された組織。

## 集落営農法人

1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し（「集落ぐるみ」）、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。

## 循環型農業

農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用するもの。

## 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として食育推進基本計画により定められた。「食育」の「育(イク)」から、毎月19日。

## ニューファーマー総合支援対策事業

新規就農者を幅広く確保するため、就農相談や就農研修の拡充を図るとと

もに、就農後の経営安定化を支援する就農給付金の交付など、総合的な就農支援の取り組みを推進する県の事業。

#### ニューフィッシャー確保育成推進事業

漁業就業者の確保、育成を推進するため、漁協、市町及び県が一体となって、基礎から実践までの段階的な研修や就業後の定着支援など、地域の雇用の受け皿となるよう、確実な就業を支援する県の事業。

#### 認定農業者

農業者が自ら効率的な農業経営改善計画を作成し、その計画の達成される見込みが確実であり、また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、市の基準に適合するとして、市から認定を受けた農業者。

#### 農業経営改善計画

農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置が記載された、認定農業者になるために市町村に提出する計画。

#### 農業生産法人

農業経営を行う法人のうち、農業及びその付帯事業を専業とするなど、農地法に定める一定要件を満たす農事組合法人、有限会社、株式会社等。農地の所有権や賃借件が認められている。

#### 農地の流動化

農地の権利移動のこと。貸借（貸借権利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による移動のこと。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように農地の権利移動を促進すること。

#### 農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律。

#### 福祉農園

医療法人、社会福祉法人等がその業務の用に供する農園。

#### やまぐち就農支援塾

山口県農林総合技術センター農業研修部が実施している、本格的に農業に取り組む予定の方を対象として、基礎から農業を勉強するための体験型の研修。